

反動物実験論

浅野 幸治

(豊田工業大学准教授、哲学)

序

P. シンガーは功利主義者なので、動物の権利ということを言わない。しかし、多くの人にとって、「動物の権利」という言い方のほうが分かりやすいだろう。それは、「動物の権利」という言い方をしないよりも分かりやすいだろう。では、正確に言って、「動物の権利」という言い方をしたほうが、何が分かりやすくなるのか。動物の解放という主張が分かりやすくなる。実際に、種差別という考え方は、人種差別や性差別の延長線上で考えられているので、種差別も動物の解放も、権利という捉え方と親和的である。では、動物にどのような権利があるのか。殺されない権利と虐待されない権利がある。この権利に対応して、人間には、動物を殺さない義務と虐待しない義務がある。では、動物にこうした権利があり、人間にそれに対応する義務があることは、どのようにして知られるか。道徳的直観によって知られる。実際に、この道徳的直観は、ほとんど自明と言ってよいほどに強固なものである。例えば日本の「動物の愛護及び管理に関する法律」でも、第2条で「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないように」しなければならないと明言されている。つまりこれは、さしあたりの義務、一応の義務なのである。問題は、もちろん、「みだりに」という文言にある。何が「みだりに」に当たり、何が当たらないのか、これが論争的な点である。

上では、動物に権利があり、私たちにはそれに対応する義務があることは、道徳的直観によって知られると簡単に述べた。この道徳的直観は、実在の世界とは関係なく、いわば空中に浮遊しているようなものではない。そうではなくて、客観的実在の側に、私たちの道徳的直観を支える事実がある。動物には、殺されない権利と虐待されない権利がある。その根拠として、動物は、虐待されれば、痛みを感じるし苦しむ。殺されかければ、抵抗するし逃げ惑う。それは当然だろう。生きていることは、動物にとっても利益だからである¹。では、それに対応する義務が、なぜ人間にあるのか。まず人間には、動物を殺したり虐待したりする行為能力と自由がある。加えて、道徳的判断をする理性能力および自らの道徳的判断に従って行為する道徳的行為能力がある。これらが人間に義務を課するための客観的条件である。さらに、動物の権利と人間の義務が対応する根拠として、動物と人間の間の最低限の関係性がある。逆に言えば、何万光年も先の宇宙の彼方に動物がいたとしても、その動物と私たち人間との間には、権利義務関係がないだろう。動物と私たちの間に権利義務関係が成り立つためには、動物と私たちの間になんらか最低限の意味で関係性が必要である。それは、動物が、私たちが殺したり虐待したりすることが容易な程度に、私たちの近傍にいるということである。したがって、私たちが義務を負い、それに対応する権利をもつ動物は、おおむね地球の表面ないしその近くに生息する動物である。それでも、私たちにとって到達し難いような辺境の地や奥地に棲む動物は、私たちが義務を負う相手としてあまり問題にならないだろう。私たちの義務の相手として重要なのは、もっぱら私たちにとって身近な動物であり、

とりわけ私たちの管理下にある動物である。動物が私たちの管理下にあるということは、捕われているということであり、動物は逃げるができない。よって私たちにとって、そのような動物を虐待したり殺したりすることはいとも容易なのである。

さて、動物に権利があると考え、動物の権利を主張する人たちにとって、肉食と動物実験は同じように間違いである²。しかし、多くの人にとっては、菜食主義が比較的もっともらしいのに対して、動物実験の反対・禁止は説得的とは思われない。菜食主義が比較的もっともらしいと思われるのは、肉食によって得られる私たちの利益がただか「美味」という、道徳的にそれほど重要でないことだからである。言い換えると、肉を食べなくても、私たちは別段困らないし、立派な人生を送ることも幸福な人生を送ることもできる。他方、動物実験の反対・禁止がそれほど説得的と思われないのは、この場合より重要な人間の利益がかかっている、少なくともそう思われているからである³。かくして、動物実験を正当化する最も強力な議論は、人間の側の利益に訴えかける功利主義的な議論だと思われる。こうした功利主義的な議論を、野上は次のように報告している。

一般に動物実験は人間のため、医学の進歩のためにはかわいそうだが仕方がないのだという意見が聞かれます。（野上：59）

私たちが動物実験は誤っていると言うと、実験に携わっている人々はよく、「それでは今病気で苦しんでいる患者がどうなってもいいのか」と言います。（野上：176）

また、一九九二年六月三日付の「神戸新聞」は一面で、神戸市が四月から犬猫の実験用払い下げを全廃したとの記事を載せていますが、やはり神戸大学医学部の塩見雅志助教授が「病苦の患者を救うには、自治体からの犬猫払い下げはぜひとも必要」などと述べています。（野上：190）

研究者たちはいつも「病人を救うためには仕方がない」とか「動物の福祉より人間の福祉が優先」とかいう決まり文句で、残酷な動物実験を正当化しようとします。（野上：191）

実際に、上の引用の中でも言及されている塩見は、自らの論文においても「医学の進歩には動物実験は不可欠である」と明言している（塩見他1993：258）⁴。

こうした議論には、正当な知見が少なくとも1つ暗黙の内に含まれている。それは、病苦の患者を救うのに役立たない動物実験は必要ではなく正当化されないという含意である。実際に、塩見らも「適正な動物実験の徹底」という項目の下で「無意味な動物実験を行わない」と述べている（塩見他1993:312）。ただし、これは暗黙の内に含まれた含意にすぎない。理論的には、「医学の進歩には動物実験は不可欠である」という主張は、「（医学以外の）科学の進歩には動物実験は不可欠である」という主張と両立可能である。しかしそうは言っても、たんに科学的知見を得るためだけに行われる動物実験は、その正当性の主張の説得力が、「病人を救うため」と言われる動物実験の場合よりもずっと弱いだろう。やはり、「病苦の患者を救うため」という正当化論が、動物実験を正当化する最も強力な議論である。

そうした功利主義的な議論を私が再構成して私なりに表現すれば、次のようになる。

たしかに、動物が犠牲になることは残念である⁵。しかし動物実験は、新しい治療薬や治療法を開発するために必要不可欠である。新しい治療薬や治療法が開発されれば、何百万という患者さんを救うことができるだろう。それとも、動物の生命を救うために、患者の生命を見捨てよ、とでもいうのか。数百、数千の動物の生命よりも、何百万という人間の生命のほうが重要だろう。

この種の議論（動物実験正当化論）を批判することが、本稿の目的である。

第1節 医学の進歩という目的

まず初めに、この動物実験正当化論は、医学の進歩という目的にとって、動物実験が手段として必要だと論じている。言うまでもなく、手段の必要性は目的の必要性に依存する。ところが、医学の進歩は必要でないという立場がありうる。例えば、一ノ瀬は、次のように述べている。

私たち人類は、医学やその他の知識に関してすでに多くの蓄積をもつ。それで十分、という観点もありうるはずである。（一ノ瀬：324）

つまり、医学はすでに十分なだけ進歩している、ということである。日本人の平均寿命は、82歳である。それだけ生きれば、天寿を全うしたと言えるだろう。よって、医学の進歩はもはや必要ないということである。もちろん、動物実験を行わなくても、医学は進歩していくだろう。それは良いことだろう。医学の進歩を止める必要はない。けれども、動物実験を行う必要性はない。そもそも、医学のこれ以上の進歩は必要とまでは言えないからである。これは、大変重要な指摘である。私たちは誰でも、歳をとり、老いぼれて、死んでいく。ただ、何で死ぬか（癌で死ぬか、脳がやられて死ぬか、心臓の障害で死ぬか、など）やいつ死ぬかが、人により違うだけである。この事実は、受け入れるべきものである。この事実を忘れて延命を図ることは、第1に無駄な努力をすることである——どこまでも延命を続けていくことはできないから。第2に、人生の質（いかに良く生きるか）よりも人生の長さ（ただ生存していること）を重視することになり、本末転倒である。

たしかに、このような観点は、天寿を全うしたと言える程度の年齢まで生きた人については、言えるかもしれない。しかし、そうでない、若くして死にかけている人や、若くして病気に苦しんでいる人については、言えないだろう。そのような人にとって、日本人の平均寿命が82歳だというようなことは関係ないだろう。病気で苦しむ個人にとっては、自分の命がただ1つの命であり、自分の人生がただ1つの人生である。例えば、難病に苦しむ20歳の人を治療し、生命を救うならば、それはたんに延命ではなくて、人生を救ったと言えるだろう。また、新しい治療薬や新しい治療法によって、難病に苦しむ生活が健全な生活に変わるならば、人生の質が大きく向上するだろう。したがって、一ノ瀬の反論は十分ではない。

第2節 功利主義の論理

もう1度、動物実験正当化論に戻ろう。この議論の最大の問題点は、この議論の論理が人体実験にも当てはまるということである。念のため、上で述べた議論を人間に当てはめて書き直せば、次のようになる。

たしかに、人間の被験者が犠牲になることは残念である。しかし人体実験は、新しい治療薬や治療法を開発するために必要不可欠である。新しい治療薬や治療法が開発されれば、何百万という患者さんを救うことができるだろう。それとも、被験者の生命を救うために、患者の生命を見捨てよ、とでもいうのか。数百、数千の被験者の生命よりも、何百万という患者の生命のほうが重要だろう。

要するに、これは、1部の人の犠牲が他の多くの人の便益によって正当化されるという、功利主義につきまとう一般的な難点を指摘したものである。ここで犠牲者の数よりも受益者の数のほうが多いのは、新しい治療薬や治療法が開発されるまでに犠牲になる人間の数が有限であるのに対して、新しい治療薬や治療法が開発されてその恩恵を受ける将来の人間の数は無限定だからである。恩恵を受ける将来の人間の数は無限定なので、犠牲になる人間の数は、有限である限り、いくら多くても正当化される。

しかし、いくら期待される患者の便益が大きくても、それによって人体実験が正当化されると考える人はいないだろう。それは、なぜか。被験者と患者が、別々の個体だからである。被験者の人生は、患者の人生によって置き換えることができない。この批判は、次のようにまとめることができるだろう。

もし動物実験が、患者の便益のほうが大きいという功利計算によって正当化されるならば、同じ論理で人体実験も、患者の便益のほうが大きいという功利計算によって正当化される。しかし、人体実験は間違いである。したがって、人体実験を許容するような論理は受け入れられない。つまり、そのような論理を、動物実験の正当化に使うことはできない。

この批判に対して、動物実験を擁護する人は、動物実験と人体実験は違うと反論するかもしれない。動物実験は新しい治療薬や治療法を開発のために必要不可欠だけれども、人体実験は必要不可欠ではなくて動物実験によって代替可能だから、というわけである。しかし、この反論は小さな慰めにしかない。たしかに、人体実験を動物実験で置き換えられる限りは、動物実験で置き換えることができる。しかし、人体実験を動物実験で置き換えられない場合、つまり人体実験によってしか達成できないような医学の進歩のためには、人体実験が正当化されてしまう。それが問題なのである。

私は上で、人体実験は間違いだと断定した。これに対しては、人体実験は必ずしも間違いではないという反論があるかもしれない。被験者が自由に同意した場合、人体実験は許容される、というわけである。そうすると、人体実験が正当化されても、不都合はないかもしれない。たしかに、そのような観点

は、ありうるかもしれない。しかし、その場合、人体実験は許容されても、動物実験が許容されることはない。動物は、自由な同意を与えることができないからである。これは、人間の子供が自由な同意を与えることができないのと同様である。したがって、人間の子供を医学実験に使うことが許されないのと同様に、動物を医学実験に使うことも許されない⁶。

しかしながら、上で述べた批判——動物実験正当化論の最大の問題点——に動じない人もいるだろう。そこで、もう1回、動物実験正当化論に戻って、より詳しくその議論を精査してみよう。

第3節 2分法

この議論は、一見したところ、動物実験が新しい治療薬や治療法の開発のために必要である——つまり、必要条件である——とだけ主張しているように見える。けれども実態としては、動物実験が新しい治療薬や治療法の開発のための十分条件であるとも主張しているようである⁷。というのは、この議論は、新しい治療薬や治療法が開発されることを予め前提しているように思われるからである。なぜなら、新しい治療薬や治療法が開発されて患者さんが救われるのでなければ、すべての動物実験は無駄だったということになるだろう。それでは、動物実験は正当化されない。新しい治療薬や治療法が開発されて患者さんが救われたときに初めて、それまでに行われた動物実験が正当化されるのだろう。したがって、動物実験が正当だと主張する以上、この議論は、動物実験によって新しい治療薬や治療法が開発されて患者さんが救われることを前提していると思われる。実際に、そのような暗黙の前提があるから、この議論は強力に感じられる。その点を如実に示すのが、この議論が私たちに突きつける、動物の生命か患者の生命かという2分法である。すなわち、この議論は、私たちに、（1）動物の生命を犠牲にして患者の生命を救うか、それとも（2）動物の生命を救って患者の生命を見捨てるか、のいずれか1つを選ぶよう迫っている。この2分法を、すでに引用した塩見は、次のように述べている。

動物実験の是非は、究極的には「患者の救命のために動物を犠牲にする」か「患者の救命を諦めて動物実験を中止する」かの問題になる。（塩見他2006：55）

このように迫られたならば、普通の人が「患者の救命を諦めて動物実験を中止する」という選択肢を選ぶことは非常に困難だろう。

ここで、「本当の緊急事態ないし葛藤状況」を考えてみよう。例えば、家が火事で燃えているとしよう。その中に、人間の子供と犬が取り残されているとする。勇敢なAさんは、家の中に入っていく、子供や犬を助けたい。けれども、家はすでに崩れかけているので、（離れた別々の部屋にいる）子供と犬の両方を助けられる時間はなく、子供か犬のどちらか片方しか助けられない。Aさんは、子供と犬とどちらを助けるべきだろうか。このような場合、私たちは、子供を優先して助けるだろうし、そうすべきである（フランシオン：181）⁸。しかし、この例によって動物実験が正当化されるだろうか。されない。なぜならば、動物実験の場合は、「本当の緊急事態ないし葛藤状況」ではないからである。いま述べた「燃える家」の例では、想定により、子供を助け犬を見捨てるか、犬を助け子供を見捨てるかという2

つの選択肢で可能性が尽くされている。他方、動物実験の場合はそうではない。つまり、（１）動物の生命を犠牲にして患者の生命を救うか、（２）動物の生命を救って患者の生命を見捨てるかという選択肢以外の可能性がある。

第１に、動物実験をしなくても、患者さんが救われる可能性がある。動物実験をしなくても、研究開発は可能だからである。だから、動物実験を伴わない研究によって新しい治療薬や治療法が開発されて、患者さんが救われる可能性も十分にあるわけである。

なおこれに関連しては、動物実験に費用がかかることも忘れてはならない。したがって、動物実験の費用の効率ということも問題になる。動物実験にお金を使って、既に罹患した患者さんの数を減らすことと、そのお金を病気の予防に使って、罹患する健康人の数を減らすことと、どちらが現実的に効果的だろうか。例えば、後天性免疫不全症候群（AIDS）の場合、予防にお金を回すほうが効果的だろう（Francione 2000 : 37）。

第２に、動物の生命を犠牲にしても、患者さんが救われない可能性も十分にある。実際に、今月に行われる動物実験によって、癌に苦しむ患者さんが今年中に救われて、来年は素晴らしい新年を迎えるというようなことは、ありそうにない。では、一体いつになったら癌は克服されるのだろうか。仮に、10年後に癌が克服されると見込まれるとしよう。そのような10年後の見込みによって、今現在の動物実験が正当化されるだろうか。「燃える家」の例を思い起こそう。家の中に残り残されたのが子供と犬ではなくて、たとえ子供と老人だったとしても、ほとんどの人は老人よりも子供を優先して助けるべきだと考えるだろう。であれば、10年後に子供の生命を救える見込みがあるという理由で、今現在、老人を人体実験に使うことが許されるだろうか。許されないだろう。では、この場合、「燃える家」の場合とどこが違うのだろうか。この場合、今現在の老人の人体実験と10年後の子供の救命との間に明確な因果関係がない。おそらく、ある犠牲が別の人の便益によって正当化されるためには、犠牲と便益の間に直接的・具体的な因果関係が必要だろう。例えば、今この犬を犠牲にすることによって、明日あの人の生命を救うことができるというような直接的で具体的な関係が必要だろう。そして、10年後の子供の救命との間に明確な因果関係がないという点では、老人の人体実験も動物実験も同じである。したがって、老人の人体実験が許されないように、動物実験も許されない。理由は同じ、10年後の子供の救命との間に明確な因果関係がないからである。

したがって、動物の生命か患者の生命かという２分法は、鉄壁の論理であるどころか、強弁にすぎないのである。

上の私の議論に対しては、要求水準が高すぎると反論されるかもしれない。新しい治療薬や治療法を開発するために動物実験を行う研究計画が確実に成功するなどということは、言えるわけがない。どんな研究計画でも、それが成功するかどうかは、蓋然性の問題にすぎないからである。だから、蓋然性の予測が合理的であれば、動物の犠牲は正当化できるのではないか、というわけである。しかし、（研究計画が成功する）たんなる蓋然性では、動物の今現在の現実の犠牲は正当化できないだろう。いったん失われた動物の生命は帰ってこないからである。今現在の確実な犠牲が正当化されるためには、すくなくとも、救命のほうも確実である必要があるだろう。では、救命が確実であれば、動物の犠牲は正当化

できるのだろうか。それも、できないと思われる。というのは、何の関係もない（責任も罪もない）動物が犠牲になるのは理不尽だからである。ただし、現実的な政策として、研究計画の成功の蓋然性を考慮に入れて動物実験の妥当性を審査する可能性についても、次の節で述べる。

では、動物実験はいかなる場合にも許されないのか¹⁰、動物実験禁止の例外はあるのかと問われるかもしれない。私見では、動物実験は2つの場合に許されるだろう。1つは、「動物実験」とも言えないような実験、言い換えると動物に危害を加えないような実験である。例えば、Scientists Center for Animal Welfareによる苦痛分類でA類の実験およびB類のほとんどの実験である（国立大学）。A類とは「生物個体を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫、又は無脊椎動物を用いた実験」であり、B類とは「脊椎動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験」である。ただし、B類に分類される中でも、動物を「深麻酔下で処置し、覚醒させずに安楽死させる実験」は、たとえ不快感を与えないといえども、加害しているので、許されない。もう1つは、被験動物である個体自身の病気や怪我を治すための実験的治療であろう。ただし、すでに述べたように、大人の人間と違って、動物には自由な同意能力がないので、そのような実験的治療を行うに当たっては慎重でなければならない。つまり、実験的治療が成功する見込みと治療にともなう苦痛などをよく衡量して、代理人たる人間が、動物のために合理的な判断をする必要がある。

第4節 動物実験の背景的問題

以上で、動物実験正当化論を批判するという本発表の主目的は、達成された。この節では、動物実験の背景的問題と実践的な改善策について考えてみたい。まず事実として、日本でどのくらい動物実験が行われているのだろうか。実は、よく分からない。手がかりになるのは、日本実験動物学会によるアンケート調査である。それによると、2009年6月1日の時点において、大学や研究機関、企業などで飼育されていた実験動物の数は、約1,100万匹である（日本実験動物学会2010：18）。ただし、この調査は回収率が約67%とのことで、あまり高くない。もう1つの手がかりは、日本実験動物協会による実験動物の販売数調査である。これによると、2010年度に日本で販売された実験動物の数は、約610万匹である（日本実験動物協会2011：4）。他方、研究機関等で自家繁殖した実験動物の数は、2004年度の数値であるけれども、約120万匹である（日本実験動物学会2007：12）。年度を合わせるために、2004年度における実験動物の総販売数を見ると、約930万匹である（日本実験動物協会2005：4）。したがって、2004年度において、総販売数に自家繁殖実験動物数を加えた数は、約1,050万匹であり、これが「実際に実験に使用された数と想定」されている（日本実験動物学会2007：9）。そしてこれら実験動物の大多数は、哺乳類である。これだけ大量の動物が供給されているということは、これだけ大量の動物が殺されているということになるだろう。

では、なぜこれほどの実験動物大量殺害が行われているのだろうか。背景として2つの問題を指摘できる。第1に、動物実験は、制度化されている。よって、動物実験をする人は、組織の中で与えられた職務を遂行しているだけなのである。個人的には決して動物を虐待しないような人でも、仕事上の実験では動物に対して、個人的には決して動物にしないようなことをする。個人的には決してしないような、

おぞましいことを、研究室の中では実行する。研究者にとっては、動物実験は先生から習ったことなので、それを否定したり疑ってかかったりするのはいは難しいだろう。それで、いわば思考停止に陥っているのである。それに対しては、研究者の一人一人が、この実験が人の生命を救うために本当に必要か、人の生命を救うことに本当に貢献するかを問い返す必要がある。そのために、研究者の倫理意識を高める必要がある。

第2に、動物実験は、国民の目から隠蔽されている。したがって、情報公開は、まずなによりも必要である¹¹。その上で、改革すべき点として、動物実験を審査する動物実験委員会がある。現在、大学等にある動物実験委員会の委員は、ほとんど同業者でかためられている。しかし今現在、業界のこれまでの慣行が、国民（現代人）の道德感覚から乖離していることが問題なのである。それを考えれば、動物実験を同業者が審査しても、あまり意味がない。他方、一般国民には、行為の倫理性や犯罪性を判断するだけの道德感覚や理性能力がある。したがって、動物実験を審査する動物実験委員会は、一般国民によって構成されるべきである。もちろん、一般国民といっても、同じ組織内の事務職員や退職した元職員、取引のある企業の従業員を連れてきて委員会を作ったのでは、研究者に有利に審査をする虞れがある。そうではなくて、ちょうど裁判員制度の場合と同じように、無作為に選ばれた一般国民が委員会を構成する必要がある¹²。そして、動物実験を行おうとする研究者は、この特定の動物実験が必要であり患者さんの救命に役立つということ、また研究計画の成功がどれほど蓋然的かということ、一般国民に説得できなければならない。たんに医学の進歩に役立つとか科学の進歩に役立つというだけでは、動物実験を正当化するのに十分ではないのである。

〈参考文献〉

伊勢田哲治、『動物からの倫理学入門』、名古屋大学出版会、2008年。

一ノ瀬正樹、『死の所有』、東京大学出版会、2011年。

国立大学動物実験施設協議会（国立大学と略記）、「動物実験処置の苦痛分類に関する解説」、2004年。

http://www.kokudoukyou.org/index.php?page=siryou_index（2014年10月10日確認）。

櫻井浩子・上田（三橋）昌恵・小竹朝子・加部一彦、「倫理委員会への非専門家参加の必要性——参加のためのシステム構築を中心に」、『医療・生命と倫理・社会』第8巻第1/2号（2009年）：1～16。

C. R. サンステイン・M. C. ヌスバウム編、『動物の権利』（安部・山本・大林監訳）、2013年。

塩見雅志・伊藤隆・伊藤勇夫・松田幸久・鬼頭純三〔1993〕、「医学研究における動物実験の必要性について——適正な動物実験の徹底と動物実験反対運動に対する反論」、『アニテックス』第5巻第5号：257～266、第6号：309～318。

塩見雅志・伊藤隆・宮下泉元・鳥居隆三〔2006〕、「動物実験における動物の福祉、権利と法規制」、『アニテックス』第18巻第2号：46～57。

P. シンガー、『動物の解放』（戸田清訳）、技術と人間社、1988年。

D. ドウグラツィア、『動物の権利』（戸田清訳）、岩波書店、2003年。

日本実験動物学会〔2007〕、「2004年度（自家繁殖）実験動物使用数調査について」、『実験動物ニュース』第56巻第2号：9～21。

- [2010] 「実験動物の使用状況に関する調査」、『動物実験ニュース』第59巻第2号：17～23。
日本実験動物協会 [2005]、「実験動物の年間（平成16年度）総販売数調査」、
<http://www.nichidokyo.or.jp/pdf/production/h16-souhanbaisu.pdf>（2014年10月10日確認）。
- [2011]、「実験動物の年間（平成22年度）総販売数調査」、
<http://www.nichidokyo.or.jp/pdf/production/h22-souhanbaisu.pdf>（2014年10月10日確認）。
- 野上ふさ子、『新・動物実験を考える——生命倫理とエコロジーをつないで』、三一書房、2003年。
G. L. フランシオン、「動物は財産か、人格か」（土屋裕子訳）、サンスティン・ヌスバウム：148～191
に所収。
R. プリングル、『動物に権利はあるか』（田邊治子訳）、NHK出版、1995年。

Francione, Gary L. [2000]. *Introduction to Animal Rights: Your Child or the Dog?* Philadelphia: Temple University Press.

——[2008]. *Animals as Persons: Essays on the Abolition of Animal Exploitation*. New York: Columbia University Press.

Regan, Tom. *The Case for Animal Rights*. Berkeley: University of California Press, 2004.

〈注〉

- 1 （仮に苦痛がなくても）死が悪いことである理由は、剥奪説によって説明される。つまり、もし殺されなかったならばもっと生の喜びを享受したであろう存在が、殺されることで、そうした生の喜びを奪われることが悪いことなのである。
- 2 肉食のほうが動物実験よりも、犠牲になる動物の数が遥かに多いという意味では、より大きな罪である。
- 3 このことを反映してか、シンガーが『動物の解放』を書いた時にも、シンガーが槍玉に挙げた動物実験はすべて、人間に一体なんの利益があるのか分からないような実験であった（同書の第2章）。
- 4 塩見他 2006：55 も参照。
- 5 動物実験をする人たちを含めて、ほとんどの人が、動物実験に関して3Rの原則を受け入れている——3Rとは、動物実験を他の研究手法で置き換える「代替（Replacement）」、実験動物数を減らす「削減（Reduction）」、動物の苦痛を軽減する「改善（Refinement）」という3原則である。ということは、動物は人格でない（または言語をもたない、または苦痛を感じない）から道徳的配慮の対象ではなく、したがって動物実験はなんら道徳的問題ではないというような主張は、まったく説得的ではない。
- 6 この最後の点に関しては、伊勢田：191～192 も参照。
- 7 たしかに、動物実験が成功したとしても、新しい治療薬や治療法が開発されるまでには臨床試験なども必要である。ここで「十分条件」というのは、「もし動物実験を行うならば、新しい治療薬や治療法が開発される」という文で表されるような、動物実験の実施と新しい治療薬や治療法の開発との間の論理的関係を述べている。
- 8 詳しくは、Francione 2000：xxii, 156～160 も参照。人間の子供を優先するのは、子供のほうが、（亡くなったならば、より多くのものが失われるという意味で）価値が高いからである。しかしだからといって、犬を犠牲にして人間の子供の福祉を増進することが正当化されるわけではない。

⁹ 塩見らは、動物実験を必要とする理由として「克服しなければならない疾患が数多く残されている」と書いているので、そのような疾患が克服されるまでは動物実験が必要だと考えているようである（塩見他 2006 : 55）。

¹⁰ 現実の実験動物は、多くの場合、苦しむために生まれたきたようなものであり、そもそも生まれてこなかったほうが良かったと言えるだろう。しかしここで、功利主義者ならば、次のように言うかもしれない。動物を誕生させて、動物が十分に喜びのある生を享受した後で動物を実験に使い、その後はすみやかに安楽死させるならば、動物にとって快苦の収支計算は正の値になる、つまり快樂が苦痛を上回るだろう。であれば、そのように動物を誕生させて実験に使うことは正当化される、というわけである。ひょっとしたら、飼い犬が飼い主に十分にかわいがられた後で保健所に捨てられて動物実験施設に払い下げられるというのが、実際にそのような場合に当たるかもしれない。では本当に、そのような場合、動物実験が正当化されるのだろうか。正当化されない。なぜなら、動物を誕生させた人間は、そのことによって、相当の責任を負うと考えられるからである。より具体的には、死に至るまでまっとうな生を保障する責任を負うと考えられるからである。

¹¹ 一ノ瀬が強調する通りである（一ノ瀬 : 315～316）。

¹² 櫻井らは、倫理委員会に一般市民が参加する方策について検討している。しかし櫻井らは——おそらく臨床倫理委員会を主として念頭に置いているからだろう——「無作為抽出による市民参加」は現実的ではないとして退けている（櫻井他 : 8）。しかし、動物実験委員会は刑事司法を補完すべきものである。したがって、もし必要であれば、裁判所の中に、動物実験委員会——その場合、「審査室」と呼んだほうが適切かもしれない——を設けてもよい。刑事裁判では、行われた行為について有罪か無罪かを決める。動物実験委員会（審査室）では、行われようとしている行為について有罪に当たるか無罪に当たるかを審査するのである。